

令和7年五條市議会第4回12月定例会提出議案概要説明書

提出議案 16 件

- ・議第50号 五條市債権管理条例の制定について 【収納課】
＜概要＞ 五條市の債権管理方法について一律に定める必要があるため、条例を制定するもの。
施行期日：令和8年1月1日

- ・議第51号 五條市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 【子ども未来課】
＜概要＞ 児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するもの。
施行期日：令和8年4月1日

- ・議第52号 五條市大塔ふれあい交流館条例の全部改正について 【大塔支所地域民課】
＜概要＞ 休館中の五條市大塔ふれあい交流館を再開させるに当たり、再開後の施設の使用用途に適した条例に整備するため本条例の全部を改正するもの。
施行期日：公布の日

- ・議第53号 五條市行政組織条例の一部改正について 【企画政策課】
＜概要＞ 機構改革を行うため、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する組織及びその分掌する事務について本条例の一部を改正するもの。
施行期日：令和8年4月1日

- ・議第54号 五條市立認定こども園設置条例の一部改正について 【子ども未来課】
＜概要＞ 公私連携幼保連携型認定こども園への移行に伴い、移行予定であるゆめこども園及びきぼうこども園の施設の名称及び位置について本条例の一部を改正するもの。
施行期日：令和8年4月1日

- ・議第 55 号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正について
【子ども未来課】
＜概要＞ 公私連携幼保連携型認定こども園への移行に伴い、移行予定であるきぼうこども園で実施している事業について所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するもの。
施行期日：令和 8 年 4 月 1 日

- ・議第 56 号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
【子ども未来課】
＜概要＞ 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことにより所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するもの。
施行期日：公布の日

- ・議第 57 号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
【子ども未来課】
＜概要＞ 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するもの。
施行期日：公布の日

- ・議第 58 号 五條市大塔総合案内センター条例の一部改正について
【産業観光課】
＜概要＞ 指定管理者に係る規定の見直しを行うため、本条例の一部を改正するもの。
施行期日：公布の日

- ・議第 59 号 五條市大塔山村体験実習センター条例の廃止について
【産業観光課】
＜概要＞ 五條市大塔山村体験実習センターの運営の効率化のため、本条例を廃止するもの。
施行期日：令和 8 年 4 月 1 日

- ・議第 60 号 五條市大塔郷土館条例の廃止について
【産業観光課】
＜概要＞ 五條市大塔郷土館の運営の効率化のため、本条例を廃止するもの。
施行期日：令和 8 年 4 月 1 日

- ・議第61号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定について 【社会福祉課】
＜概要＞ 五條市立福祉センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるもの。
- ・議第62号 財産の取得について 【まちづくり推進課・公園緑地課】
＜概要＞ 二見地区かわまちづくり計画に基づく整備事業の実施に向けて、五條市土地開発公社から用地を買い戻すことに当たり、議会の議決を求めるもの。
- ・議第63号 令和7年度五條市一般会計補正予算（第5号）議定について 【財政課】
《別添資料》
＜概要＞ 歳入歳出予算に14億8,013万4千円を追加し、総額221億1,602万5千円とするもの。主な内容は、(仮称)市民交流施設整備事業の補正等を追加するもので、財源は国庫支出金等を見込む補正予算の編成、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うもの。
- ・議第64号 令和7年度五條市介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について 【介護福祉課】
《別添資料》
＜概要＞ 歳入歳出予算に278万5千円を追加し、総額42億4,332万2千円とするもの。内容は、介護給付費精算に伴う国庫負担金等の返還を行うもので、財源は繰越金を見込む補正予算の編成を行うもの。
- ・同第11号 五條市公平委員会委員の選任について 【人事課・企画政策課文書法制室】
＜概要＞ 河本順子委員の任期が、令和8年3月31日をもって満了するため、その後任について、議会の同意を求めるもの。